

平成 30 年 3 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会

## ガス小売事業の変更登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業の変更登録申請について審査を行い、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

昨年4月1日に施行された改正ガス事業法において、ガス小売事業の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、ガス事業法第7条第1項の規定に基づき、ガス小売事業の変更登録を受けなければならないこととされている。

これを受け、本日、添付資料の別添に記載のガス小売事業者からのガス小売事業の変更登録申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

- ①ガス小売事業の変更登録について(回答・東京電力エナジーパートナー株式会社)
- ②ガス小売事業の変更登録について(回答・レモンガス株式会社)
- ③ガス小売事業の変更登録について(回答・株式会社ガスパル)
- ④ガス小売事業の変更登録について(回答・近畿エア・ウォーター株式会社)
- ⑤ガス小売事業の変更登録について(回答・ミライフ西日本株式会社)

本ニュースリリースは、第 135 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 皆川、小野、吉野

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

平成 30 年 3 月 26 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 託送供給等約款以外の供給条件の認可に関する意見聴取 について意見を回答致しました。

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可のうち、3件の申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

東京電力パワーグリッド株式会社は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所及び電源開発株式会社下郷発電所で発電する電気について、東北電力株式会社に振替供給を行っております。また、東北電力株式会社は、相馬共同火力発電株式会社新地発電所で発電する電気について、東京電力エナジーパートナー株式会社に振替供給を行っております。

これらの発電所からの電力需給のための送電設備等に係る建設、増強費用については、現在、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づく現行の託送供給約款以外の供給条件として、工事費負担金ではなく当該設備の年経費を料金で申し受けているところ、この度、平成30年4月から適用する年経費に関して、引き続き同一の取り扱いとするため、東京電力パワーグリッド株式会社から2月23日付け、東北電力株式会社から2月28日付で経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請がなされました。

これを受け、経済産業大臣から託送供給等約款以外の供給条件（特別な工事費負担金の支払方法）の認可を行うことについて、電気事業法第66条の10第1項第5号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存がない旨の意見を回答しました。

### 2. 添付資料

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

本ニュースリリースは、第135回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業監視課長 恒藤  
担当者:松元  
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)  
03-3501-1585(直通)

平成 30 年 3 月 26 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス 小売事業の指定旧供給区域等の変更許可に関する意見 聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガスの供給区域の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス導管事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと及び指定旧供給区域等小売供給を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、また、旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給区域の変更を行おうとするときは、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項の規定に基づき、それぞれ経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、大阪瓦斯株式会社からの供給区域等の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号)I.第1(8)で準用するI.第1(6)③及び「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成29年3月31日付け20170329資第5号)第1(7)②に適合していると認められましたので、本日、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

- ①ガスの供給区域の変更の許可について(回答・大阪瓦斯株式会社)
- ②指定旧供給区域等の変更の許可等について(回答・大阪瓦斯株式会社)

本ニュースリリースは、第135回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課長 鎌田  
担当者: 皆川、吉野  
電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)  
03-3501-1552(直通)  
ネットワーク事業監視課長 恒藤  
担当者: 宮崎  
電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)  
03-3501-1585(直通)